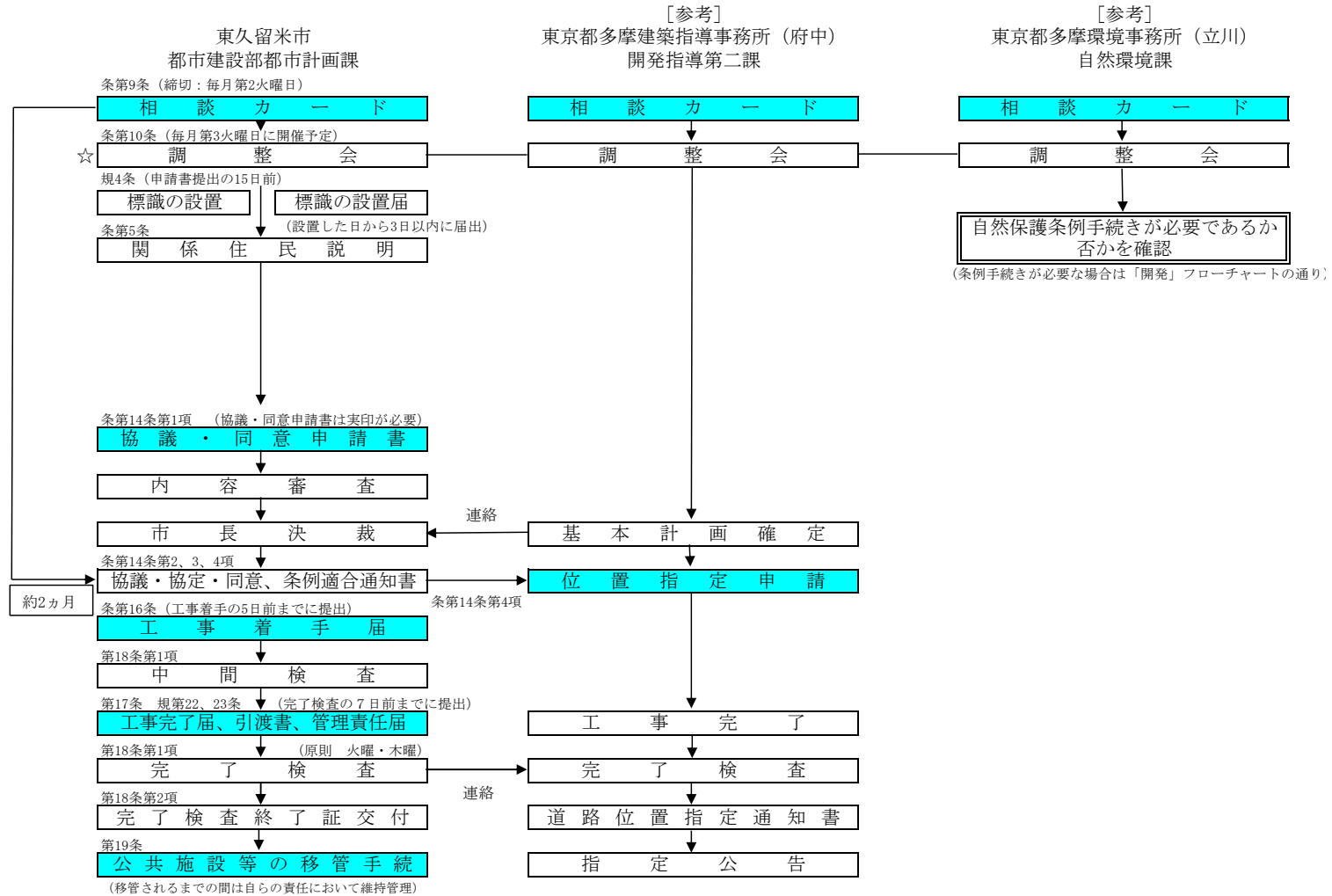


「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5. 7. 1

(2) 道路位置指定

- ※・ は、事業者が提出するもの。
- ・ ☆は月に1回の開催になります。
 - ・ 相談カード提出期限等詳細については各事務所に確認をしてください。
 - ・ 東京都のフローチャートについては参考情報になります。



○協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。